

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和4年12月15日（木） 午前10時00分～午後0時48分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 田崎あきひさ 委員 大島令子 岡崎つよし 木村さゆり 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 財政課長 井上隆雄 議長 川合保生 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

### 1 あいさつ

議長  
市長

### 2 議題

#### (1) 令和4年第4回長久手市議会定例会について

##### ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、財政課長＞

- ・議案第69号（議案の概要のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

（わたなべ委員外議員）

出産子育て応援交付金について、妊娠はしたが途中で墮胎された人は対象になるか。

（財政課長） 妊娠の届出をして、面談を受けた人が5万円の給付対象となる。

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

（委員長） 議案第69号は分科会に送付しないことでよいか。

＜異議なし＞

##### イ 議員提出議案について

- ・発委第4号 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について

(委員長) 発委第4号の議案内容の確認をお願いします。

(委員長) この内容で議案を提出してよいか。

<異議なし>

(委員長) 委員会付託省略としてよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程(第6号)について

<説明:事務局>(議事日程第6号のとおり)

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第69号(上程、説明、質疑、委員会付託)

日程第3 議案第54号から議案第69号まで

(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

日程第4 発委第4号(上程、説明、質疑、討論採決)

・諸般の報告の議員派遣の結果については、11月22日に実施した議会報告会の結果である。

・議案第69号:予算決算委員会に付託、分科会送付なし

本会議(上程、説明、議案質疑、委員会付託)

→散会后、予算決算委員会(審査・採決)→本会議(討論採決)

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 陳情第6号民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

(委員長) この陳情書の取扱いについて、意見はあるか。

(わたなべ委員外議員)

陳情書には、「特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、思想・良心の自由、信教の自由、請願権の侵害となる。そのような内容の宣言・決議をしないこと」という内容が記載されている。しかし、反社会的と特定された団体との絶縁宣言は、住民の生命財産を守る地方行政、地方議会として当然すべきであると考えます。陳情書の内容には反対である。

(大島委員) 各議員への配付に留めることとするのがよい。

(野村委員) 同じく、各議員への配付に留めることとするのがよいと思う。

ただ、陳情項目の中に「長久手市及び長久手市議会において」とあるので、議会に対して陳情があった旨を市にも伝えた方がよいのではないかと。

(委員長) 市にも同じ内容の文書が提出されているようである。

各議員への配付に留めることとしてよいか。

<異議なし>

(3) 令和5年度の年間会期日程案について

<説明：事務局>

(事務局) 日程案①と②の違いは、常任委員会の予備日について、案①は1日間、案②は2日間として日程を組んでいることである。

(岡崎委員) 従来、常任委員会の予備日は2日間設けているが、多すぎると考えて案①のような予備日1日間の日程も組んでみたということではどうか。

(事務局) そのとおりである。予備日2日間を設けていても、実際に予備日を2日間とも使ったという例はない。予備日2日間を設ける案②の方が、曜日の都合もあり会期が数日長くなる。

(委員長) まず、臨時会と第2回定例会について決める。常任委員会の予備日1日間である案①がよいと思うがどうか。

<異議なし>

(委員長) 臨時会と第2回定例会は案①とする。  
第3回定例会についてはどうか。

(山田委員) 予算や決算の審査をする定例会では、予算決算委員会の分科会にかなりの時間を要する。予備日や休日を利用して分科会長報告をまとめることになるので、それも考慮した方がよい。

(事務局) 来年度は市長選挙があるので、第3回定例会は9月ではなく10月になる。案②は、第3回定例会が閉会してから第4回定例会までの期間が若干短い。

(委員長) 案①がよい委員は挙手願う。

<岡崎委員、田崎委員、山田委員が挙手>

案②がよい委員は挙手願う。

<大島委員、木村委員、富田委員、野村委員が挙手>

(委員長) 第3回定例会は案②とする。  
第4回定例会についてはどうか。

(事務局) 例えば、第3回定例会の閉会日からの期間が長くとれる案②の方がよいが、常任委員会の予備日は1日間でもよいという場合は、前半は案②で一般質問以降は案①という日程も可能である。

(委員長) 今の事務局からの案を案③とする。どの案がよいか。

(山田委員) 案②がよい。

(大島委員、岡崎委員、木村委員、田崎委員、富田委員、野村委員)  
案③がよい。

(委員長) 案③とする。  
令和6年第1回定例会についてはどうか。案①がよい委員は挙手願う。

<岡崎委員、田崎委員が挙手>

(委員長) 案②がよい委員は挙手願う。

<大島委員、木村委員、富田委員、野村委員、山田委員が挙手>

(委員長) 案②とする。

(副委員長) 以前、兼業している議員にとっては、月末に議会の予定がたくさん入っていると働きにくいかもしれないという意見もあった。そういう視点からも会期日程を検討するとよいと思うので、改選後の議員へ申し送ることとする。

<休憩：午前 11 時 04 分>

<再開：午前 11 時 16 分>

### 3 その他

(1) 陳情・請願文書の個人情報の取り扱いについて

(委員長) 『長久手市議会運営上の先例』の「第9章 請願・陳情」に、個人情報の取扱いについて案のとおり追記したいと思うがどうか。

(大島委員) 個人情報の定義については『長久手市議会運営上の先例』に記載があるのか。

(委員長) 『長久手市議会運営上の先例』には特に記載はないが、市議会の個人情報保護条例を制定する予定もあるし、ここでいう個人情報は、提出者の住所と氏名である。

(大島委員) 請願や陳情は、署名簿とともに提出されることもあると思う。今まで見たことがないが、どのような管理をされているのか。

(委員長) これまでも提出されており、委員会審査の資料としては署名簿の添付はしないが、事務局に保管されている。

(大島委員) 議員にまで非公開にする必要はない。議員は署名簿を見られる状態であるのか。

(事務局) 非公開というのは、例えば一般傍聴者などへの対応のことを指しており、議員は現状も、必要に応じて見られる状態である。

(岡崎委員) 今年9月の教育福祉委員会で審査した請願には署名簿が添付されており、委員長として署名簿の確認をした。この請願は毎年、同時期に提出されているので、以前の委員長も見ているはずである。

(委員長) 『長久手市議会運営上の先例』への追記文については、案のとおりでよいか。

<異議なし>

(2) オンライン委員会開催方法に関する申合せについて

(委員長) 先進市議会である茨城県取手市議会の申合せを参考に、本市議会に合うように案を作成した。

(大島委員) オンライン委員会を開催するというのを、いつ決めたのか。

(委員長) 全ての委員会をオンラインで開催するという意味ではなく、新型コロナウイルス感染症や大規模災害により会議室に参集できない場合に、特例としてオンラインで出席することができるとしたもので、令和4年第1回定例会で委員会条例を改正した。

(大島委員) 誤解を招く可能性があるので、タイトルを変更した方がよい。

(委員長) その意見も含め、申合せ案の内容について会派で話し合い、次回の議会運営委員会までに意見をまとめておいてほしい。

(3) 長久手市議会録画映像配信業務運営要綱の改正について

(委員長) 現状は一般質問の録画映像配信のみであるが、令和5年第1回定例会から録画だけでなくライブ配信も始まるため、現在ライブ配信を行っている市議会の要綱を参考に、案を作成した。YouTubeチャンネルの開設については、まだ前回の委員会で決定していないので、もしYouTubeの配信もすることになれば、別に規定を作る必要がある。

(大島委員) ライブ配信をする会議の対象として、議会運営委員会を含めることについて、各委員の意見を伺いたい。

(わたなべ委員外議員)

議会運営委員会はライブ配信をしない方がよい。

(富田委員) 開かれた議会を目指し、議会がどのようなことを話し合っているか市民に知っていただくためにも、ライブ配信をした方がよい。

(野村委員) 富田委員の意見も分かるが、議会運営委員会の議題の中には市民に公開する必要のないものもあるので、どちらかというとならばライブ配信は必要ないと思う。

(岡崎委員) 請願・陳情の審査の際など、個人情報取り扱いには注意することとして、ライブ配信自体はすべきだと思う。

(木村委員) ライブ配信はしない方がよい。

(副委員長) 個人情報の取り扱いや、その他特別な配慮が必要な際は配信を中断するなどの対応は当然必要だが、公開の会議である以上は、議会運営委員会のみライブ配信の対象としない理由はないのではないかと。

(委員長) 秘密会などの場合は配信しないことについて、要綱案第2条に定めている。要綱案の内容について会派で話し合い、次回の議会運営委員会までに意見をまとめておいてほしい。

YouTubeチャンネルの開設について、各会派の意見を伺いたい。私としては、委員会はライブ配信のみのため、会議録が完成して公開されるまでの間の市民への情報公開のため、実施するのがよいと考えている。

(岡崎委員) 議会運営委員会のライブ配信について先ほど意見が出たように、外に出さない方がよい内容もあると思う。YouTubeチャンネルの開設は時期尚早と考える。

(野村委員) 反対ではないが、そんなに簡単に肌感覚で始めてよいものではなく、もう少し検討する時間が必要だと思う。

(富田委員) 開設には賛成だが、映像の編集から配信まで、パソコンでの作業が苦手な議員もいると思うので、全議員の足並みがそろうまで話し合いをした方がよ

い。

(わたなべ委員外議員)

インターネットは便利ではあるが、一般市民のうちどれくらいの割合の人がインターネットから情報を得ているだろうか。市民に理解が得られるような方法を考えて進めるべきである。

(木村委員) 全議員の総意のもとで進めるべきであり、もう少し検討が必要である。

(大島委員) 広報部会が担当している Facebook も、まだ道半ばのような状態である。

議員全員が YouTube のことを理解し、技術的に同じようにできるようになるまでは、開設するのは早いのではないか。

(山田委員) 市民に議会を知ってもらう環境づくりとして、将来的な YouTube チャンネルの開設には賛成だが、記録に残るという点については慎重に検討して進める必要がある。

(副委員長) 委員会についてはライブ配信から会議録完成・公開までの間の情報公開手段がないため、その解決方法として YouTube で配信してはどうかという委員長からの提案と捉えている。YouTube での配信ではなく、配信用のシステムを導入するために予算を確保して議場改修工事を実施していることもあるので、他に良い方法があれば提案いただきたい。

(大島委員) 音楽や文字を入れる等の編集はせず、撮影したデータをアップするだけなら簡単な作業でできるのかなど、やろうしていることやその作業過程に関する知識を全議員できちんと共有をしてからでないと、意見がまとまらないと思う。

(委員長) YouTube 配信を行っている瀬戸市などを見ると、「正式な記録は会議録とする」という但し書きをした上で、撮影した映像を編集せずそのままアップしている。会派で話し合い、次回の議会運営委員会までに意見をまとめておいてほしい。

(わたなべ委員外議員)

情報を文字にして出すときは、公開するのに不適切な部分については修正してから出すことができるが、電波は一度乗せたら回収できなくなり、大きな問題を引き起こす怖さがある。きちんと検討した上で進めるべきである。

(木村委員) YouTube の配信をすることになったら、所管は広報部会になるのか。

(委員長) 他市議会では議会事務局が行っているところが多く、次に多いのは市議会の広報担当である。本市議会での所管は決まっていないが、試行してみるということであれば、まずは議会運営委員会で行ってもよいし、得意なメンバーでチームを作って行ってもよいと思う。

#### (4) 議案や委員会資料の提供方法について

＜説明：事務局＞（資料「議案等資料の公開（配付）時期」のとおり）

(委員長) 可能な限りは前日までに公開（配付）し、執行部から提出される議案につ

いては公開時期が決まっているので、議会運営委員会当日の午前10時となっている。一般には非公開の資料も含め、全て印刷できる環境が整っている。  
(大島委員) 非公開の資料「議案の概要」と「諸般の報告」の印刷用データは、moreNOTEでの公開時刻に合わせて午前8時30分にアップしてほしいと以前から要望している。

moreNOTE、desknet'sNEO、ホームページ上のオンライン視聴用ページと3種類もあると、複雑で分かりにくい。今までどおりdesknet'sに全ての資料をアップして、moreNOTEは見るだけ、印刷はdesknet'sNEOからと整理してほしい。

(委員長) 今までdesknet'sNEOにアップしていたものと同じ資料を、これからはホームページ上のオンライン視聴用ページに掲載するということである。

オンライン視聴用ページへの対応は、ライブ配信の開始とともに事務局の仕事として新たに発生することになるため、今までどおりdesknet'sNEOにも同じ資料を上げ続けると、事務局の仕事が増えるのみになってしまう。

(大島委員) 議員全員の資料を印刷していた頃より、印刷をしなくなった分、事務局の業務は減っているはずである。

(岡崎委員) 大島委員の意見は、オンライン視聴用のページからも資料の印刷自体はできるが、議員用として同じものをdesknet'sNEOから印刷できるようにするべきという趣旨か。desknet'sNEOからではなくてオンライン視聴用のページから印刷しようとする、そんなに労力がかかるものなのか。

(委員長) 本会議や委員会の資料については、印刷が必要な議員は、ホームページのオンライン視聴用ページから印刷することとする。

(大島委員) 資料を印刷してから会議に臨まないと、内容のメモが追いつかない。非公開の資料「議案の概要」と「諸般の報告」の印刷用データについては、moreNOTEでの公開時刻に合わせて午前8時30分にアップしてほしい。

(事務局) 「議案の概要」と「諸般の報告」の印刷用データは、議会運営委員会当日の午前8時30分にアップする。

## (5) その他

(議長) 一般質問の最終日に、マスクを着用しない傍聴者がいた。傍聴者がその1人のみであればよいが、複数の傍聴者がいた場合、今の社会状況から傍聴を許可してよいものかどうか、ルールを決めておきたい。

(わたなべ委員外議員)

健康上の理由からマスクが着用できない人もいて、その人たちにも傍聴する権利はある。

(岡崎委員) 次の定例会からライブ配信が始まるので、マスク着用に御協力いただけない人は、ライブ配信を御覧いただくように案内するのがよいと思う。

(委員長) 本定例会の最終日12月19日はどのように対応するのがよいか。①マスク

を着用しない人は傍聴を遠慮していただくか、②会話をしないことを前提に傍聴を許可するか、どちらかに挙手願う。

<①に挙手：大島委員、岡崎委員、木村委員、野村委員、山田委員>

<②に挙手：田崎副委員長、富田委員>

12月19日は、マスク着用にご協力いただけない人は傍聴を遠慮していただくこととする。

(議長) 次回の定例会の対応については、新型コロナウイルス感染症の状況によって変わるかもしれない。マスクを着用するかどうかは個人の自由であって強制できるものではないので、その辺りも踏まえて対応を検討する。

(委員長) 報告が2点ある。

1点目、議会アンケートへの市民からの意見について、議会運営委員会に関する内容は大きく分けると3つあったが、政務活動費・報酬について及び議員定数については、今任期初めに検討済みである。また議員活動については、立候補しやすい環境等を整えるべく会議規則の改正を行った。

2点目、茨城県取手市議会のオンライン行政視察の日程が、令和5年1月25日の午前9時30分から11時30分に決定した。事前の質問事項があれば、desknet'sNEOの電子会議室に入力してほしい。

(大島委員) オンラインとのことだが、議場に集合して視察を行うのか。

(委員長) 自宅からの参加でよい。

(事務局) 報告が3点ある。

1点目、市議会の個人情報保護条例案について、ホームページ上で意見募集を行ったところ、1人の市民から2つの御意見をいただいた。

『意見募集の期間が短いのではないか』との意見には「11月10日から11月30日まで3週間設けており、特に短いということもなく一般的な期間であると認識している。また、議会だよりの11月号で意見募集の予告記事も掲載している」、「当議会が把握する市民の個人情報を本人の同意なく外部へ提供しないでください」との意見には、「全てのケースで本人の同意を得るということはないが、個人情報を提供する際には、提供先でも、その情報が適切に利用管理されるように、条例の規定に載っており、規定を遵守していく」と回答する予定である。回答もホームページ上で行う。

2点目、今定例会の閉会后、議会エリアの改修工事に入る。工期は閉会日の翌日から、令和5年2月14日までの予定である。工事が始まると、特に議場には立ち入りができなくなるので、私物の持ち帰りに協力願う。また、議場のスペースに限りがあるため、機材を議員応接室に設置する可能性があり、今までのような形で使用できなくなるかもしれない。確定し次第、お知らせする。

3点目、「長久手市議会申合せ事項及び運営上の先例集」の内容について、改選後を見据えて精査する。3月定例会の間に確認していただけるよう進め



ている。

(委員長) 次回は令和5年2月6日(月)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。